

第25回横須賀市景観審議会議事録要旨

横須賀市 都市部 市街地整備景観課

◇ **開催日時** 平成30年(2018年)3月2日(金)10時00分～12時00分

◇ **場 所** 横須賀市厚生会館4階 第3研修室

◇ **議 事**

- (1) 景観重要樹木指定について(審議) 資料2
- (2) 屋外広告物条例第11条に基づく適用除外の特例について(審議) 資料3
- (3) その他(横須賀中央エリアまちづくりガイドラインについて) 当日配布資料5

◇ **出席者**

委員10人

小林正美、田口敦子、河上俊昭、国吉直行、小泉厚、富澤喜美枝、松下啓一、三浦勉、柳澤潤、山畑信博

(欠席3人 菊竹雪、工藤幸久、吉田慎悟)

事務局6人

市街地整備景観課長・首藤昇、景観係長・渡辺淳、屋外広告物係長・高山智久、宇野澤真紀子、高橋翔太、芳賀愛美

◇ **傍聴人** 0人

◇ **議事の結論**

- (1) 景観重要樹木指定について(審議)

「沢山小学校のツツジの群生」及び「神奈川歯科大学のジャカランダ」について、景観重要樹木に指定することを本審議会にて承認を受けた。

- (2) 屋外広告物条例第11条に基づく適用除外の特例について(審議)

市の施策として追浜公園に横浜DeNAベイスターズを誘致し、まちの活性化を図りたい。しかし、追浜公園周辺は、屋外広告物規制地域の第1種・第2種禁止地域であるため、横浜DeNAベイスターズに関連する屋外広告物の設置にあたり、屋外広告物条例第11条に基づく適用除外の特例を適用することに関して、本審議会にて承認を受けた。

(3) その他（横須賀中央エリアまちづくりガイドラインについて）

事務局から、横須賀中央エリアまちづくりガイドラインが完成し、平成30年3月23日にガイドラインの説明会を行うことを報告した。

◇ 議事の内容

事務局から、当審議会委員13人のうち10人の出席により会議が成立している旨、傍聴人のいない旨を報告した。内容は次のとおり。また委員長から議事録署名委員として、国吉委員と小泉委員を指名した。

(凡例)

以下記録の質疑などにおいて、委員からの質問は「●」、意見などは「■」の記号を付し、説明や回答については「○」の記号を付している。

1. 景観重要樹木指定について（審議）

(1) 事務局から別添「資料2」及び「当日配布資料1」に基づき説明

(2) 質疑・意見等

●質問（山畑委員）

沢山小学校のツツジに関して、指定するにあたり樹木医等の意見を聞いたのか。ツツジの中でも指定されなかった木は、どのような理由から指定されなかったのか。判断基準に根拠等があるのか伺いたい。

○回答（事務局）

樹木医には聞いておらず、ツツジの管理をしている「沢山のつつじをまもる会」の意見を聞き、事務局と一緒に現地を確認した。将来的に枯れそうな木や間引きする可能性がある木を除き、健全な52本を選出した。全ての木を指定しなかった理由は、景観重要樹木として全ての木を指定してしまうと木を切ることができず、管理上間引きをすることもできなくなってしまうためである。

小林委員長より全委員に諮り、沢山小学校のツツジの群生及び神奈川歯科大学のジャカラランダを指定することを本審議会にて承認を受けた。

2. 屋外広告物条例第11条に基づく適用除外の特例について（審議）

(1) 事務局から別添「資料3」及び「当日配布資料3」に基づき説明

(2) 質疑・意見等

○説明（小林委員長）

当該地域は用途地域が第1種中高層住居専用地域、屋外広告物規制地域が第1種・第2種禁止地域になる。そのため、広告物等を表示、設置してはならない場所に、適用除外の特例として、屋外広告物の掲出を認めることはできないか、市長から諮問があった。

今回の審議は屋外広告物条例第 11 条に基づく適用除外を適用できるかということになるが、広告物等が良好な景観形成に資するかが大事になるので、屋外広告物の質を見て判断したい。

○説明（国吉委員）

横浜DeNAベイスターズが追浜公園全体を「ボールパーク」として演出していきたいとしており、横須賀市は地域の活性化につなげたいとしている。

名称を「横須賀ボールタウン」などと考えており、露骨にベイスターズの名称だけが出るのではなく、「横須賀」ということを発信できるよう考えている。

景観審議会専門部会では屋外広告物の協議だけではなく、様々な色を使わないように、色彩を含めた全体の景観を考えながら話し合いを進めてきた。

横浜DeNAベイスターズのコーポレートカラーはブルーであり、ブルーを基調とするなら、圧迫感がでないように、ホワイトと組み合わせて考えてきた。

その結果、屋外広告物としても含めて、全体の景観もバランスをとれていると判断した。

○説明（柳澤委員）

屋外広告物だけでなく、今後楽しめる施設になるよう、エリア全体の植栽計画、照明計画も景観審議会専門部会で協議した。初めは企業色が強く出ていたが、公共のものとして、市民が愛着をもてるような施設になるように話を進めてきた。

○説明（田口委員）

景観審議会専門部会では第1種・第2種禁止地域に屋外広告物を掲出するので、必要以上に屋外広告物を掲出しないよう、また、視点場を設置するよう話をしてきた。

また、屋外広告物のデザインだけでなく、情報の対象者を考えて内容を整理すべきであるとしてきた。そのため、主に車が通る場所には、運転に支障が出ないように、交通安全面から日程表は掲出しないよう考えた。

屋外広告物はただ大きければいいのではなく、目的に応じて大きさを決めていく必要がある。

○説明（国吉委員）

景観審議会専門部会では屋外広告物の協議に入る前は、日産自動車側が寂しいので、多くの人を通るような楽しい演出づくりをして欲しいと申し出をした。しかし、最終的には日産側はほとんど人が通らず、主に車が通る場所であることから、掲出想定⑧の広告物は、日程表を表示しないようにした。

●質問（松下委員）

現状から見れば日産自動車側の道路は人がほとんど通らないとしているが、全体像が見えないなかで、本当に人が歩かないとしてよいか。判断が難しいのではないか。

■意見（国吉委員）

健康促進のために人が歩くようになるかもしれない。今後は公園全体を歩いてもらえるような雰囲気づくりを考えることが必要だ。

●質問（松下委員）

今のところわからないから、現状で判断するしかないということか。

■意見（田口委員）

市民が通る動線を考える必要がある。将来歩くかもしれないという想定で考えていてはいけない。日程表を盛り込むのは交通安全上危険であり、現在の観点から見るべきである。将来のことはその時に考えるべきだ。

■意見（松下委員）

散歩に適した場所だと、市民を誘導するような仕組みを作ることは必要なことだと思う。

■意見（小林委員長）

そのようなことが街づくりに繋がっていくと考える。

■意見（国吉委員）

ベンチを置くなどしていければよいが、そのことは今回の審議とは別な話となる。

●質問（山畑委員）

隣接する追浜高校からの視点はどのようなものか。追浜高校への影響はないのか。

○回答（田口委員）

総合練習場の入口が追浜高校側にある。そのため、主な屋外広告物は追浜高校側に設置することになるが、視点場よりも機能面から考えるとやむを得ない。多くの人が通る追浜駅からの動線では視点場は計算できていない。

●質問（富澤委員）

屋内練習場の脇の駐車場だけで数は足りるのか。周辺の道路に駐車される心配はないか。

○回答（事務局）

屋内練習場の脇の駐車場は選手や関係者用の駐車場となる。一般の方は北体育館の駐車場を利用する。また、追浜公園の外周は土日、祝祭日ならば路上駐車可能となる。

■意見（小林委員長）

建物の形は周辺に配慮し、全体的に小さくしているのが良い。資料3の掲出想定⑥のデザインは広告ではなく装飾としている点は上手な切り分け方だ。

○説明（田口委員）

企業ロゴが入っていれば広告物になるので、この案は現在装飾となるようデザインを検討しているところである。

■意見（小林委員長）

だまし絵のようなうっすらと読める程度ならば問題ないのではないか。

○説明（国吉委員）

企業色を強く出すのではなく、ボールパークの雰囲気伝えるような物を掲出するのであれば、良いと思っている。

■意見（三浦委員）

横浜マリノスが久里浜地区に来るという話も進んでいるので、今回きちんと基準を作っておけば、そこでも同様に話を進めていける。

スポーツで盛り上げていくために、今回の屋外広告物であれば地域の活性化に繋がするため、適用除外の特例については賛成である。

■意見（国吉委員）

横浜スタジアムの改修工事の計画も進んでいる。横浜スタジアムも含め、全体がボールパークとなり、連動していくと思う。

■意見（小泉委員）

資料3の掲出想定⑧の広告板はもっと大きな面でも良いように思う。

■意見（柳澤委員）

資料3の掲出想定⑧のすぐ後ろは2軍選手の寮である。そこから写真を撮ったりする人がいると危惧される。しかし、有孔折板で囲われているのでプライバシーは保たれている。寮そのものが大きなシンボルとなり、宣伝効果がある。

■意見（河上委員）

現在は車で通ると寂しい場所なので、華やかにしていきたい。駐車場の確保も重要なことだと思う。また、夜暗いのでは印象が良くないので、照明について考えていかなければならない。

■意見（小林委員長）

景観審議会専門部会で何回も審議されているし、質的には良好なものであると思う。

小林委員長より全委員に諮り、屋外広告物条例第11条に基づく適用除外の特例を適用することに関し、本審議会にて承認を受けた。

3. その他（横須賀中央エリアまちづくりガイドラインについて）（報告）

（1）事務局から別添「当日配布資料5」に基づき説明

（2）質疑・意見等

●質問（小林委員長）

今後のガイドラインの運用について、どのように建物の形態や色彩を指導していくのか。

○回答（事務局）

今後の運用方法については、現在も検討会で検討しているところである。市街地整備景観課に業者が来た際にパンフレットを使用し、説明をする。その先の運用については、母体である町内会や商店会の方々の会を存続させて協議していく想定である。

具体的な運用としては、「横須賀市土地利用基本条例」にて、一定の土地利用行為を行う場合、景観や開発等の各関係するセクションへ法令確認をする仕組みになっている。その中で、指導すべきエリアについて市街地整備景観課にて指導、誘導を行っていきたいと考えている。

また、「適正な土地利用の調整に関する条例」の中で各論的に指導を行っていける部分もある。

●質問（小林委員長）

指導、誘導ということは、規制等で罰則はないということによろしいか。

○回答（事務局）

内容によっては、景観条例や屋外広告物条例に既に盛り込まれている部分があり、それについては義務付けられている場合があるため、守っていただかなくてはならない。

■意見（国吉委員）

条例に基づくガイドラインとして実行性を担保できるようにすることを検討した方が良いと考える。

○回答（事務局）

横須賀中央エリアまちづくり検討会議の中でも義務付けるような仕組みが必要ではないかという意見が出た。しかし、急に「義務である」と運用するのは難しいところがあるため、運用していく中で必要に応じて対応していきたい。単なる指導だけではなく、項目によっては義務付ける仕組みを条例に加えるよう検討していく必要があると考えている。

閉会

以上